

第 51 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 27 年 11 月 12 日（木）10:00～12:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 河井啓希、西郷 浩

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 工業統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 ただ今から第51回産業統計部会を開催いたします。

私は、この部会の部会長を務めさせていただきます日本大学の川崎と申します。よろしくお願ひいたします。

皆様、御存じのとおり、この産業統計部会は、10月に統計委員会の委員が改選されましたから最初の部会ということになります。今度、私が初めて部会長を担当させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

本日は、委員の皆様、また、審議協力者の皆様、調査実施者の皆様、事務局の皆様、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の審議案件ですが、去る10月26日の統計委員会において総務大臣から諮問されました「工業統計調査の変更について」です。

本日の出席者については、お手元の資料に出席者一覧と座席図が配られておりますので、恐縮ですが、お一人お一人の自己紹介は省略させていただきます、こちらで御確認をいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

本日は、新しい統計委員会になってからの最初の産業統計部会ですので、統計委員会令の規定に基づきまして、部会長代理を指名させていただく必要があります。本部会の部会長代理には、この前の期に部会長を務めておられました西郷委員にお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○西郷委員 謹んでお受けいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

最初に、おことわりをさせていただきますが、本日の部会は12時までを予定させていただいておりますが、審議の状況によっては予定時間を若干過ぎる場合もあろうかと思えます。そのような場合、御予定のある委員におかれましては御退席をいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それから、本日の資料に資料2というのがあり、これが審査メモとなっております。この審査メモに沿って審議を行っていきたいと思っておりますので、その点、御承知をお願いしたいと思います。

審議に入る最初の導入といたしまして、本日の配布資料、今後のスケジュールなどについて事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、本日の配布資料ですが、議事次第にありますとおり、資料として資料1から3まで、また、参考資料として参考1から4までをお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

このほか、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿、10月26日の統計委員会における委員の発言要旨をお配りしております。

次に、全体の審議スケジュールにつきまして、参考2を御覧いただければと思います。本日を含めまして3回の部会審議を予定しております。来年、平成28年1月の統計委員会で答申をいただきたいと考えております。

本日、第1回は、事務局から諮問の概要を説明した後、審査メモに即して御審議をお願いしたいと考えております。第2回は、11月30日を予定しております。本日の部会で宿題などがありましたら、調査実施者から御回答をいただいた後、審査メモに即した審議をお願いしたいと考えております。第3回の部会は、12月15日を予定しております。こちらにつきましても、前回までの部会で宿題などがありましたら、調査実施者から御回答いただいた後、答申案を審議いただきまして取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、審議の進捗状況によっては、予備日として設定しております平成28年1月12日に審議が行われる可能性もありますのでお含みおきいただければと考えております。

また、答申に至るまでに12月11日に統計委員会が予定されております。その際には部会長から部会審議の中間報告をしていただくこととしております。その際、指摘事項などが示されれば、その後の部会で審議事項に加えることとしております。

部会での審議の進め方といたしましては、最初に事務局から審査メモの内容や論点について御説明をさせていただきます。その後、調査実施者である経済産業省から補足の説明や論点に対する回答の説明等をしていただきたいと思いますと考えております。これらを受けまして、皆様に御審議いただきたいと考えているところです。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入らせていただきますが、どうぞ委員の皆様、また、審議協

力者の皆様、調査実施者、事務局の皆様も、是非闊達な御意見を出していただきまして、よい結論を導いていくように御協力いただけたらと思っております。

それでは、まず最初に、今回の諮問の概要につきまして、総務省政策統括官室から御説明をいただきます。すでに統計委員会で説明を頂いているので、できるだけポイントを絞っておさらいしていただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、部会長の御指示に従いまして、諮問の概要につきまして、本日はポイントのみ箇条書的に申し上げたいと思っております。

資料1の束の下の方に参考ということで、委員会でも配布いたしました。諮問の概要という横長の資料を付けているかと思えます。そちらを御覧いただければと思います。

今回申請された変更点につきましては、その資料の5ページ目から記載しておりますので御覧ください。

5ページ目が「実施期日の変更」についてです。今まで把握対象年の12月31日が実施期日とされていましたが、経済センサスの実施期日との兼ね合いなどを踏まえて、翌年6月1日に改めるとというのが実施期日の変更のポイントです。

次に、6ページ目からは調査事項の変更についてです。

まず、6ページですが、「調査事項の変更①」ですが、回答していただくに当たっての消費税の取扱いの変更です。現在の工業統計調査では、出荷額などのデータを記載していただく際に消費税込みで統一的に記入をお願いしているわけですが、これを今回、原則税込みで改めるとともに、税抜きか、あるいは税込みかについて明示していただく項目を新設するということです。

次に、7ページです。これは、労働者区分に関する変更というもので、経済センサスとの整合性、それから、本年5月にまとめられたガイドラインを踏まえた変更として示されているところです。

続きまして、8ページ、「調査事項の変更③」です。ここに掲げておりますことは、今回の申請において削除が予定されている調査事項です。削除する理由につきましては、削除理由欄に記載された内容、そして、報告負担の軽減とされているわけですが、今まで必要性があつてとられていた項目でありますので、報告負担の観点だけではなくて、主な論点のところにも記載しましたとおり、削除に伴う利活用の支障についても確認する必要があるかと考えております。

以上が調査事項の変更についてです。

続きまして、9ページ、「集計事項の再編」です。「変更内容」の欄にもありますとおり、現行では①の速報に始まりまして、⑨の詳細情報まで大きく9つの区分で集計、公表されていますが、これを①速報から⑤地域別までの5区分に再編をするという案が示されております。

以上が今回示されている変更内容についてです。

最後の10ページになりますが、今回の審議の一環として前回の答申時、つまり平成25年9月ということになりますが、その答申の際に付された今後の課題への対応状況についても確認いたします。

1つ目は、調査方法の変更に関する検証について。前回、平成25年変更の際に民間委託の範囲が拡大しております。そこで、その結果精度の維持、回収率確保の観点から民間委託拡大に伴う影響を検証すべしということで課題が付されています。

もう一つは、調査に記入していただく方の負担軽減策の一つでありますプレプリント方式ですが、その拡大を検討すべきという課題が示されております。

以上2点が今後の課題について。

そして、「その他」ですが、公的統計基本計画の中で調査横断的にオンライン調査を推進するということが記載されています。つきましては、議論の最後に、工業統計調査のオンライン状況について確認させていただければと考えております。

以上が今回御審議いただく内容ということになりますが、今回の審議の際に御覧いただく場合もあろうかと思いましたので、現行の調査票、改正案の調査票について原寸に近いA3の形でコピーしたものを添付しておりますので、適宜御参照いただければと考えております。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 簡潔な説明、ありがとうございました。

それから、もう1点、諮問の時の統計委員会におきまして、委員の皆様から具体的な御意見が出されております。この点も今回の審議においては十分考慮に入れる必要があろうかと思っております。その点、簡単に事務局から紹介をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、続きまして、「第92回統計委員会における委員等の皆様からの御意見（要旨）」という1枚紙をつけておりますので、御覧いただければと思います。

正式な議事概要等につきましては、今後、統計委員会担当室において取りまとめることになっておりますが、このペーパーにつきましては、部会審議に資するために便宜的に当室で作成したものであるということをおことわりをしておきたいと思っております。

そういったこともあり、箇条書きという形で要旨をまとめさせていただいています。御紹介いたします。

まず、実施期日の変更に関して、地方事務軽減にも配慮していただいている取組でありがたいという御意見。

消費税の取扱いについて、統一記入ではなく選択性にするということにつきましては、記入状況の改善の面でよいことだと思えるという御意見を頂戴しております。

また、次の3点は調査事項の削除に関して出された意見ですが、臨時雇用者男女別内訳の削除につきましては、男女別に把握しなくなることは、女性の活力を活用しようという

政府の方針に逆行するイメージが強いという御意見。

リース契約額の削除につきましては、リースの使用者は資産に計上する形で会計処理をしているはずなので、記入困難ということは疑義があるという御意見。

それから、品目別在庫額について記入が困難とされているけれども、これは、今まで12月末を調査期日にしてきたから書けなかったということで、今回、6月1日に改めるということで時間的余裕が生じる。そうすることで対応可能になるのではないかという御意見。また、産業連関表の推計上、大丈夫なのか。要するに、現状において利用しているという実績がありますので、その観点から大丈夫なのか丁寧に確認してほしいという御意見でした。

それから、集計の関係で実施期日がずれるわけですが、利活用に影響のないようにしてほしいという御意見。

最後に、オンライン調査について、これは調査横断的ではありますが、さらなる推進に心がけてほしいという御意見。

以上の御意見を頂戴いたしました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この段階で事務局からの説明に対して、何か経済産業省から補足などされたいことはありますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 ございません。

○川崎部会長 今、御紹介いただいたとおり、統計委員会でもかなりいろいろな御意見が出ております。申すまでもなく、工業統計は経済統計の中でも非常に重要な役割を担っておりますので、この変更ということになりますと、統計委員会の委員を初めとしまして、各方面のユーザー等も相当関心を持っているところかと思えます。委員長からの強い御意見もありますので、これから部会の中では、きちんと詳細な審議をして、その審議の結果を統計委員会に返してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速本題に入りたいと思えます。その前に、もし委員の方々から特に今までの論点の中でほかに補足するようなことがありましたらおっしゃっていただけたらと思えますが、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○川崎部会長 では、審議に入らせていただきたいと思えます。

それでは、最初に資料2の「審査メモ」の1番目の項目であります実施時期につきまして、事務局から議論のポイントを御紹介いただきたいと思えます。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料2、「審査メモ」の1ページを御覧いただければと思えます。

(1)の「実施期日」のところです。先ほど、諮問の概要でもお話ししましたとおり、今回、実施期日につきまして、把握対象年の12月31日現在から翌年の6月1日に変更する

という案が示されています。

「審査結果」のところですが、第1段落と第2段落に変更の背景について2点記載しております。

1点目、第1段落の2行目のところですが、現行の計画を変更しない場合、すなわち、今までどおり12月31日現在で引き続き調査した場合、平成28年の実績は平成28年12月31日でとるということになるのですが、この平成28年には経済センサスが6月1日現在を基準日として行われるということになります。ですので、半年の間に2回、大規模な構造調査が行われることになるという状況になります。そのため、報告者負担だけではなく、実務を担ってくださっている地方公共団体の実査負担ということから支障が大きいであろうと考えられます。これが1点目。

それから、もう1点ですが、経済センサスとの関係です。経済センサスが始まりまして5年周期にセンサスでとり、中間年で工業統計調査でとるという役割分担になっております。そういった背景事情を踏まえまして、今回、経済センサス-活動調査の期日に合わせて6月1日ということを示されているものでございます。

これにつきまして、私どもとしては、報告者負担の軽減、事務輻輳の軽減、センサスとの関係といったことで、おおむね適当であると考えておりますが、以下の論点につきまして、改めて経済産業省に説明をお願いしているところです。

「論点」のところに2つ掲げておりますが、まず、今回の変更による実査、公表スケジュールへの影響はどのようになっているかというもの。それから、もう一つ、これは他調査との関係になるわけですが、工業統計調査は毎年行われます。一方で平成30年には商業統計調査の実施も予定されています。商業統計調査は、今までの例でいきますと6月に実施されるということになりますので、工業統計調査と輻輳するというような形になるかと思えます。そこで、他の大規模統計調査との関係整理について、現在での対応についてどのように検討されているかということについて論点として付しております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今、挙げられました論点等につきまして、今度は調査実施者である経済産業省から御説明をお願いしたいと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 「経済産業省 説明資料」、資料3の2ページ目で御回答させていただきたいと思えます。

まず、スケジュールの変更による公表等への影響の話ですが、2ページ目の隣にあります別紙を御覧いただきながらというふうに考えております。上と下に2つございますが、上の方が県等との関係、下の方が実際の調査を行うタイミングについての比較表です。

まず、下の方を御覧いただきたいと思うのですが、従来であれば調査実施12月末現在ということですが、それが変更案では6月1日現在というふうに変更されます。その結果、公表時期がそれぞれ後ろ倒しになる形になってはいますが、速報につきまして、あと、今後御

審議いただくのですが、調査票の内容を変更したり、さらに、公表物を利用者への不便を伴わない形で簡素化するという事を考えていまして、当方での審査期間をより短くする形で、実施するタイミングは五、六か月遅くなるわけですが、公表のタイミングはできるだけ早くする感じで新しいスケジュールを組んでいるところです。

2 ページ目に戻っていただいて、現在の工業統計調査のスケジュールですが、実施期日を12月末時点で実施しておりますので、その状況で1月に提出することは難しい、そういったことから実際に提出の延長を求める企業が、比較的規模の大きな企業を中心に1万社程度もありました。こうした意見も踏まえつつ、地方自治体の事務、そういうものを総合的に見た結果、6月1日を実施期日とするというふうにしたところです。

「また」以降は、先ほど申し上げましたとおりでして、もちろん公表時期の繰下げが発生するわけですが、効率化等を行うことによって利活用の影響も小さいような形にしたいと考えています。

最後の段落で紹介させていただいていますが、3月決算の企業が多いというのが現状としてありますので、6月1日時点にすることで報告者にとってもより記入がしやすくなるのではないかと考えています。

説明資料を更に1ページめくっていただきまして、平成30年の商業統計調査との輻輳の関係ですが、回答させていただきます。

都道府県からもそれについては懸念があるというのを意見としていただいています。これに関しては、基本計画の推進を目的として設置された「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」においても今後議論させていただく予定になっております。いずれにいたしましても、工業統計調査と商業統計調査の輻輳については、今年既に経済産業省主催の会議において負担軽減について検討するという事を申し上げておりまして、可能な限り事務負担を軽減するような調査の実施のあり方を検討してまいるといふふうに考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、早速議論に入りたいと思います。ただ今の御説明に対しまして、御意見、御質問等がありましたら御発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○西郷委員 基本的には経済センサスに期日を合わせるという話、それから、経済センサスが行われるタイミングと工業統計調査が行われるタイミング等を考えると5か月後ろ倒しにする方がいいようだという整理になっていきますので、それはそれで妥当な判断だと思います。

問題になりそうなことは調査の時期が遅れるということで、公表にどのような影響があるかということだけだといふふうに私は認識しておりますけれども、それに関しては、今、御説明にありましたとおり、論点で整理がされるということですので、実施時期の変更自体は妥当なものだといふふうに思います。

○河井委員 私も西郷委員と同じ意見で、妥当な判断なのではないかと思います。むしろこういうふうにより6月1日に変わることによって事務負担の軽減が図られると同時に、調査結果に対する信頼性というか、精度が高いものになるのではないかと期待してしまうのですけれども、そこまでは期待し過ぎでしょうか。その辺、もし御経験上お考えがあれば、ご教示ください。

○川崎部会長 お願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 削除をお願いしている項目についての審議の中で明らかになる点も多いと思うのですが、項目が少なくなり、かつ、削除をお願いしている項目が特に負担の大きい項目ですので、そういった点で見れば、残った項目についてはよりよい数字になるように力を注ぐことができるということが言えるのではないかと考えております。

○河井委員 もう1点、今までも12月31日を実施期日として、その後、大きな事業所等で回答するのに時間がかかったという話が先ほど出てきましたが、6月に変わることによって、そういう遅れが短くなるのか、あるいは、やはり同じ程度遅れるということが予想されるのか、そういう見通しがもしあれば御教示ください。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 現時点では、具体的な見通しは立っていないのですけれども、当然、決算の時期というところで特に大企業において数字が固まるタイミングもありますので、6月1日となれば、その辺、12月31日現在と比べれば回収もかなり容易になるであろうということは明らかだろうというふうに考えております。

○河井委員 ということは、新しい予定だと確報等、発表がかなり圧縮されていますよね。それは、余り無理な予想ではなくて妥当な予想だというふうにお考えになっているわけですか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 現時点ではそのように考えておりますが、どちらかというところ、調査事項を少しスリム化したり、公表物も利用者に影響のない範囲でスリム化することでかなり圧縮できる、そういった点の方を大きく考えております。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し補足させていただくと、河井委員の御懸念にあったように、従前の実施時では当年度分、欲しい部分のデータではなくて、決算が終わっていないということを理由に前年分のデータが提供される可能性がある。そういう可能性を打ち消す意味でも6月実施ということは意義があるものと考えております。従前から経済産業省では、そういうことのないようにいろいろと苦労されているわけですが、そこがより円滑に行われるようになるだろうと思います。

それから、もう1点のところでございますと、従前、速報から確報への変更みたいなのが

生じて、その部分が今回、この実施時期変更によって収まってくるのかなと思います。よって、速報を利用される方にとっても利用がしやすくなるのではないかというふうに考えている次第です。これは、経済センサス等の審議においてもそういった効果もあるだろうと言われているところです。

○川崎部会長 よろしいですか。ありがとうございます。

この調査実施時期につきましては、実地調査を担当されます地方公共団体にも影響が大きいものと思います。この機会ですので、せっかくですから東京都、愛知県からお越しいただいていますので、もし何か御意見などがありましたらお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○溝口東京都総務局統計部産業統計課長 東京都でございます。よろしくお願いいたします。

実施時期の変更につきましては、実施者としては、調査員の確保とか事務が年度をまたぐというようなこともありますので、軌道に乗るまでは時間がかかる、それまで多少の影響はあるだろうというふうに考えております。また、工業統計調査と商業統計調査との輻輳ということもあると思いますけれども、同時実施、並行実施とも調査員確保や調査実施事務において区市町村事務、都道府県事務に与える影響も多大になってくるというふうに考えております。少なくとも経済産業省所管のこういった調査を、工業統計調査だけでなくいろいろ勘案していただければと考えていますけれども、我々としましては、6月1日であっても実施は可能であると考えています。

○川崎部会長 ありがとうございます。

愛知県、いかがですか。

○東松愛知県県民生活部統計課主幹（経済・産業統計） 愛知県におきましても、実施期日の変更につきましては、経済センサス-活動調査との比較可能性の向上というメリットも大きいと考えておまして、異論はないところであります。ただ、今、東京都からお話があったように、実際に調査を行う市町村の実務上の観点から懸念もありまして、先ほどからお話が出ておますとおり、工業統計調査の実施時期が、今後実施が予定されております経済センサス-基礎調査、全国消費実態調査、商業統計調査などの大規模な周期調査の実施時期と重なることが予定されておまして、市町村におきましては、統計の専任職員が配置されていない市町村も多いということもあり、職員の規模によっては工業統計調査と大規模な周期調査が輻輳した場合、相当負担が大きくなることが予想されます。

また、統計調査が輻輳しますと、どうしても調査員の確保の観点からも影響が懸念されておまして、実施時期の変更に当たりましては、是非今後、輻輳が予想されます大規模周期調査につきましては、実施時期に関する早期の情報提供や調査の一体的な実施など市町村の負担軽減につながる方策について、併せて関係省庁で御検討いただければと考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今、調査実施者側の御意見をお尋ねしましたが、同時に利活用面についても少し御意見をお尋ねしたいと思います。特に工業統計はSNAでも重要な情報源となっておりますが、SNAを担当されます内閣府は特に何か御意見ありますでしょうか。

○山岸内閣府国民経済計算部企画調査課課長補佐

御案内のとおり、国民経済計算における財、サービスのうち、財の大部分を工業統計によって推計をしています。そして、国民経済計算の確報推計においては工業統計の速報を用いて推定しております。国民経済計算の確々報の段階で初めて工業統計の確報が利用できるという状況になっております。

今回の調査時期の変更によりまして、確報推計においては速報が使えなくなるということは事実ですが、それに対して何かしら代替推計の方法を検討しているところですし、確々報推計においては、従前どおり工業統計が使えるということですので、そのような方針で対応していくということだと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。

これで一通り御意見をいただいたと思っておりますが、ほかに何かこの機会ですからおっしゃりたいことはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今までの御意見を総合させていただきますと、期日の変更そのものについては、皆さん適当だという御意見だというふうに承りました。ただ、移行に当たっての実務上のいろいろな課題はあるということで、それは経済産業省でも現在対応中でもあるし、また、今後とも特に地方公共団体の関係については配慮しながら対応されるということかと思っております。そういうことで、この部会での結論は、実施時期の変更については適当とさせていただきますと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、次の論点は、消費税の扱いについて、お願いしたいと思います。事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、同じ審査メモの2ページになります。

(2) 調査事項-1を御覧いただければと思います。

この部分につきましては、出荷額に係る消費税の扱いについて、今まで税込み統一記入だったのですが、それを原則税込み記入に変更するということです。併せて税込みか税抜きかという項目を設けるということも変更として示されております。

審査結果ですけれども、まず、背景といたしまして若干記載をしておりますけれども、出荷額等につきまして今まで税込み統一記入としていたわけですが、税抜き経理をしている報告者も多数おられますので、記入が負担という指摘がなされていたというふうに聞いております。また、今年の5月に、少し長い名称になりますが、「統計調査における売上

高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」がまとめられました。その中で税込み調査票と税抜き調査票の2つが混在して報告された場合には、税抜きを税込み補正する、結果としては税込みで統一した集計をしましょうという標準的指針が示されております。

なお、このガイドラインにつきましては特段の御説明はいたしません、本日の参考資料3でもつけておりますので、適宜御参照いただければと思います。

このような状況を踏まえまして、今回、税込み統一記入を改め、税込み、税抜きの選択制にする、そして、新たな調査項目、税抜きだったのか税込みだったのかというのを明示する新たな項目を設けるという変更が示されております。

私どもといたしましては、報告負担の軽減ということでおおむね適当と考えておりますが、以下3つの論点について説明を経済産業省にお願いしているところです。

まず1つ目、そもそも税込み統一記入ということで今までやられていたことに対して、報告者からどういった指摘があるのかということをお説明いただく。

2点目、今回、税抜きか税込みかという明示項目を新設されるわけですが、調査票の設計上合理的なものになっているかということ。

最後ですけれども、消費税ガイドラインを踏まえまして、集計過程において具体的にどのような対応になるのかということについてお聞きしたいということで3つ論点を用意しております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の論点に対しまして、調査実施者から御説明をお願いしたいと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 では、資料3の4ページ目で説明をさせていただきます。

まず、今、御指摘のあった税込みに統一した記入についての報告者からの指摘ですが、回答として以下のとおりです。

まず、当方では、この点についてはインターネットを使ってアンケートを行っております。その結果が4ページ目の真ん中にある表ですが、「消費税の取扱いについて望ましい記入方法」ということで、大企業と中小企業別にお答えをいただいております。その結果、記入のしやすさという点で申し上げると、税抜き額が7割を超えるという結果になりました。

あと、4ページ目の下の方で、各企業からフリー回答として四角の中のものをお願いしております。読ませていただきますと、平成26年は年途中で消費税率が変更となり、税込み額算出に時間を要した。全て税抜きで回答可としてほしいとか、決算ベースで回答できる調査内容にしてもらいたいとか、品目別に軽減税率が導入された場合には、その状況を踏まえて税抜き、税込み記入への対応を検討するしかないとか、そういった回答がありました。

あと、今回、工業統計の検討をするに当たって調査報告者へのヒアリングも各項目につ

いて行っていて、そのうち消費税についてヒアリングをした結果というものを5ページ目に紹介させていただいています。

消費税に限らずいろいろな項目を聞いておりますので、ここは消費税について得られた情報ということで記載させていただいていますが、まず、5ページ目の一番上の方には、非課税売り上げ分を把握し、それ以外について税率を乗じて税込み金額を求めている。このため、税抜き把握の方がよい。あと、税抜きの経理を行っており、税込みの記入は困難であるという回答をいただいています。

あと、報告者以外ではあるのですが、「(3) その他」として、工業統計の見直しに当たっての研究会での委員からの指摘としては、まず、既に経済センサス-活動調査においては、税抜きか税込みかで選択する。さらに、一方でその間に実施する工業統計については、方法が違うということになれば報告者の負担となるという意見もありましたし、当然、経済センサスと工業統計との関係で、省内からの意見としては、異なる評価額を求められた場合は記入の誤りが懸念されるといった意見もありました。

以上が回答です。

続きまして、調査票の変更は合理的なものかということについて、原則税込み記入とすることに対する回答ですが、今回の変更というものが経済センサス-活動調査の調査票に合わせるものですので、工業統計調査が経済センサスの中間年に実施することを踏まえると合理的なのだというふうには考えています。

続きまして、消費税ガイドラインを踏まえて集計結果においてどのような対応を行うのか。また、調査票の税込み補正というのが税抜き記入された場合に必要となるわけですが、公表へのスケジュールについて影響はないかという論点です。

これについては、消費税ガイドラインにありますとおり、税抜きで回答してきた事業所については税込みで補正した上で集計を行います。ただ、この集計作業というものは機械的にできるように検討しているところですので、税込み補正を実施するためのことが原因となって公表スケジュールが遅れるということは、今のところ考えていません。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして御意見等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から補足を1つ失礼いたします。

今、各論点については御説明いただいたところなのですが、本日配布しております資料3の一番下に別添ということで1枚紙をつけております。今回、経済産業省におかれましては、工業統計調査の変更に当たっていろいろな角度、いろいろな方々からの意見を広く聞いて、それを計画に反映するということが本日に至っているということなのですが、どういった方々にどのような形式で意見を聞かれたかというのを1枚にまとめております。

報告者への調査ということでヒアリング、ウェブアンケート、裏側には統計の一般利用者への調査、地方公共団体への調査などということで、このような形でさまざまな分野の方々に意見を聞かれているということでございます。

先ほどの説明にもありましたとおり、ウェブアンケートあるいはヒアリング調査という文言が出てまいります。これから後の変更内容におきましても、ここで聞かれたヒアリングあるいはウェブアンケートの調査結果が適宜出てくることになろうかと思えます。ウェブアンケートとは何だろうなと思われましたら、この別添に記載されております意見照会において把握されたものというふうにお考えいただければと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。早速、御意見等をお願いしたいと思います。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございます。この点に関しては、今まではずっと税込み原則ということで処理されてきたものが、今回、ガイドラインというものが出されたことによって、税込みでも税抜きでも体系的に集計が可能になるというような見通しが立ったということから、回答者への負担の軽減という観点からも大いにこういう変更が望ましいのではないかというふうに思います。

ここから先は私の個人的な意見なのですが、今まで原則税込みでなされてきたわけですが、消費税というものは、本来は最終消費に掛かるものであるということを考えれば、むしろ工業統計や何か生産段階の集計では税抜きの方が原則なのではないか。私自身は、例えば中小企業では税込みで行っているところが多いのかなというような見方をしていたのですが、どうもアンケートの結果からすると税抜きで集計しているところの方が多そうです。そうすると、原則と例外の比率というのが本来あるべきものと逆になってしまっているような印象なので、これは従来ずっと税込みで行ってきたということもあって、経済センサスもそのような形で込みを原則とするという形で整理しようというような意思統一ができていますので、本当に私自身の個人的な意見ということなのですが、今日、ヒアリングの結果を見せていただいて、従来自分が考えていたことと違って税抜きで集計しているところの方が中小企業においても多いのだなということで認識を改めたという、半分は感想です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

そうすると、既にガイドラインがある前提で考えればこれで妥当ということであるけれども、そもそも元に戻ってみると、もう少し議論もあってもいいのかなということをお感じになっているということかと思えます。ありがとうございます。

実は、私も後段の方のお話については同様な感じを持ったところでもあるので、これはまた別の機会にでも議論をすることができたらという気が個人的にはしております。

○河井委員 私も今回の原則税込みと選択制の回答というものは、いい方向性なのではないかというふうに思っております。

ただ、先ほど西郷先生がおっしゃられたように、税抜きというのが回答者の負担を減ら

すという意味と、それが実情に合っているというようなことが支配的なのだとしたら、その点は考慮すべきかというふうな気はいたします。

ただ、先ほどの西郷委員の意見というのが、こちらのアンケート調査の結果に基づいているものなのですが、別添資料に出ておりますヒアリングの対象とかウェブアンケートの調査客体を見ると、小規模事業者が少ないのではないかという気がしたのです。もし小規模事業者が特に税抜きの方が望ましいという考えが強いのだとしたら、そういう結論を出したいのだとしたら、もう少し調査客体の方を個人とかそういうところを増やすとかというような工夫がされてもいいのではないかというふうに意見を持ちました。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

アンケート等の結果に基づいてこの報告も考えておられるということ、また、回答者の実態に即した回答の仕方を、今回の税込み、税抜きを選べるようにするという点では回答者に配慮した設計でもあるということで、ガイドライン自体もそういう発想で整理しておられることだとは思いますが、いずれにしても、今の両委員の御意見からしますと、まずはこの変更については適当という御判断であり、そのほかにいろいろ仕組み自体についての御意見もあろうかと思えます。これは、また別の機会の別の場で必要があれば議論していくというふうに整理した方がよろしいかと思っております。

今、委員のお二方の御意見をお尋ねしましたが、ほかに何か御意見や補足などありますでしょうか。

それでは、この件に関しましては、税込み、税抜きの選択をするという変更については、この部会としての結論は適当であるというふうにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

今度は、次の項目に進ませていただきたいと思います。また、事務局から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、審査メモの3ページになります。

（3）調査事項－2を御覧いただければと思います。

こちらは、従業者数を把握する調査事項における労働者区分の扱いです。以下に表をつけておりますが、事項の名称、定義、調査票上の記載を変更するということです。

内容は表を御覧いただければと思いますが、定義のところのポイントとして1点申し上げますならば、従前、前2か月18日といったような条件の仕切りがありましたけれども、それをなくして、変更案では1か月以上、1か月未満という簡潔な区分で雇用者を区分するということが示されております。

審査結果ですけれども、労働者区分につきましては、先ほどの消費税と同様に昨年5月にガイドラインがまとめられました。今回は、それを踏まえたものとなっております。このガイドラインにつきましても参考資料4ということでつけておりますので、また御参照

いただければと思います。

審査結果の第2段落のところですのでけれども、今回の変更、経済センサス-活動調査に合わせるというものですので、比較可能性の向上、雇用実態の把握ということに意味があるかと思っておりますので、私どもとしてもおおむね適当かとは考えておりますけれども、幾つか確認ということで2点論点として経済産業省にお願いをしているところです。

1つ目、aのところですが、今回、名称もそうなのですが、定義を変えるということで時系列比較の観点で支障がないのかどうかというのが1点目です。

それから、今回の変更自体はセンサスに合わせるものということになっているのですが、既存の項目、具体的には出向・派遣受入者数の項目ですが、今回の変更事項ではないのですが、この把握範囲について経済センサスと相違が見られるということで、これについての確認をお願いしているところです。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、経済産業省から御回答をお願いしたいと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 資料3の6ページ目の下の方に回答を載せていただいています。

まず、名称・定義を変更するという点を労働者について考えているところですが、過去データとの時系列比較との観点で利活用上の支障はないかという点です。

今回、この変更案を出させていただいた前提として、「統計調査における労働者の区分に関するガイドライン」に基づいてお願いさせていただいているところですが、このガイドラインを作る過程において定義変更に伴う数値の変動についても厚生労働省の方で検討していただいております。その結果として常用労働者と臨時労働者の区分変更に係る影響の試算が、常用労働者の変動というものは全労働者の1%弱であるというような形で結果を出されております。これについては、平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に記載されています。こういった結果をいただいた上で判断していますが、そのため、公表に当たっては利用者に対しては統計表の「利用上の注意」に、ガイドラインに沿った説明を記述することとした上で考えておりました。この変更に伴ってさほど大きな断層は生じないというふうに考えています。

また、正確な記載が得られるよう、調査の実施に当たっては「記入の仕方」のところに明確に表示するという点で考えています。

お手元に別途配布されています新しい工業統計調査の調査票があると思いますが、裏面のところに詳細な形で対応することにしてあります。

次の論点の方に移らせていただきます。経済センサス-活動調査とは、出向・派遣受入者数の把握範囲に相違が見られるが、どのような整理としているのかという点です。

こちらは、言葉だけ御覧いただくと分かりにくいと思っておりますので、先ほど工業統計調査票の新しいものについて紹介させていただきたいと思っておりますので、もし御審議できるよう

でしたらそちらを御覧いただけたらと思います。可能であればそちらを御覧いただきながら説明をお聞きいただけるとありがたいのですが、まず、工業統計調査の方です。

工業統計の労働者数というものは、そもそも工業統計で従業者数を把握する意義というものは、労働生産性を計算するところに最大の意義を考えていますので、そこでの従業者の概念としては、実際に事業所で経常的に働いている従業者ベースをとるということで考えています。ここで「経常的に」というのが重要なワードとなっています。

従いまして、調査票の方を御覧いただければありがたいのですが、調査票の左側の「6 従業者数」と書いていますが、①個人事業主、②正社員、③パート・アルバイトという形になっていまして、その隣に「出向・派遣受入者数」という形になっています。さらに、その隣、若しくは下に臨時雇用者数という形になっています。従いまして、工業統計の場合は常用雇用者に準ずる形で出向・派遣受入者という形になっています。

一方、経済センサスの方は、本日、調査票をお配りしていなくて申し訳なかったのですが、常用雇用者と臨時雇用者があって、その隣にそれ以外の出向・派遣受入者数というふうになっていまして、工業統計と経済センサスでは出向・派遣受入者に臨時雇用者数を含むか含まないかの違いがあります。その点の違いです。これが文章で書いていますので分かりにくかったと思います。そういう点が違っています。

なぜ違うかという点から申し上げますと、まず、そもそも申し上げますと、工業統計調査では過去何十年もの歴史があるのですが、かなり昔の段階からこの定義で実施していました。それは専ら先ほどから申し上げているとおり、労働生産性の算出に意義を感じているということです。

一方、経済センサスという調査は全産業横断的に従業者数を把握するという考えを持っていきますので、出向・派遣受入者数も工業統計より幅広くとっているかと思っています。そういった点で違いがあります。

この点に関しては、現在、産業関連統計検討ワーキンググループで間接雇用の把握のあり方について、本年度末に向けて検討が行われているということを知っています。将来的には、これらの結論も踏まえることが必要ですので、そういった点も含めて検討していかなければいけないとは考えています。

ただ、工業統計の過去からの連続性とか、そもそもの工業統計で従業者数を把握する目的とか、今のところそういった観点でそのような違いがあるということでお答えさせていただきたいと思います。

なお、参考ではありますが、下の方に男女別の出向・派遣受入者数の推移ということで、真ん中の少し斜めになっている数字が経済センサスの数字ですが、各年の数字を掲載させていただきます。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、御審議に入りたいと思います。御意見ありますでしょうか。

○西郷委員 労働者区分に関しましては、これもガイドラインが出たということで、それに合わせて整理がなされるというところから、ほかの経済関係の統計の整理の方向として一致しているということなので、今回の御提案のとおりでいいのではないかと思います。

今回の変更事項ではないということなのですが、出向・派遣受入者数の把握範囲の違いということに関して、工業統計は工業統計で歴史があつて、労働生産性を把握するという観点からこのように調査しているということで、それは分かるのですが、ただ、一方で、経済センサスの中間年に工業統計が行われるという役割分担からすると、経済センサスの時だけ定義がずれているというのがどういうふうに整理されるのか、その点だけ経済センサスとの関係で出向・派遣受入者数の定義が若干違う、若干というものがどれぐらいなのかというのが今回の資料3の方で示されていると思うのですが、その若干の違いというものは、このまま特に修正はせずにそのままにしておいて大丈夫だという理解でよろしいですか。

○川崎部会長 経済産業省、いかがでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 今、掲載させていただいている数字を見る範囲においては問題ないというふうに考えています。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 念のため確認させていただきますが、今の7ページのところに時系列で2009年から13年までの数字が載っておりますが、そうすると、ここの2011年のところだけが経済センサスになっているというわけで、要は、単純に考えれば、男性の場合であれば2010年が3.9、2011年が4.2だから0.3ポイント分ぐらいの差が出向・派遣受入者数の中での臨時の人だというふうに想定できるという感じなのではないでしょうか。つまり、この数字だけを見ると3とか4とかいうのが目に入りますが、実際それぐらいの影響という読みだというふうに私は理解したのですが、それで正しいでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 まず、この数字を見る限りにおいてはさほど影響はないだろうというふうに見ています。さらに、この違いというものはどこまで厳密かという御指摘かと思うのですが、工業統計と経済センサスは、もちろんながら同じ項目でとっておりますし、双方ともできるだけ同じ対象事業所の同じ記入者をお願いしようという形で努力はしているのですが、いかんせん調査が違う調査ですので、そもそもの調査方法の違いによる微妙なずれというものはどうしても生じるかと思えます。

ですから、御指摘いただいたものの中で対象者の範囲が違うことによるずれもあるのですが、調査方法の微妙な違いによるずれというものもゼロではない程度にあるのではないかと、いうふうに思っているところです。ただ、いずれにいたしましても、この程度のレベルであればさほど気にするようなことはないのではないかと、いうふうに思っております。

○川崎部会長 ということで、ここの2011年の数字だけが飛んでいるように見える状況は概念の違いというよりもそれ以外の要因も入っているのだろうという趣旨ですね。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 可能性があるということでは

す。

○川崎部会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○河井委員 関連するところで、時系列的な断層ができるかどうかということは一番気になるところなのですが、今、御提示の経済産業省の説明資料の6ページと7ページのところでその辺のことが書いてあると思うのですが、ともに産業トータルの数字になっていて、産業トータルだとそれほど差が出てこない、6ページには全労働者の1%弱であるというので余り影響ないのかなという印象を受けるのですが、例えばそれを業種に分割して、特に差が出てくるような業種が出てこないかというのが心配なのですが、その点もしお考えがあれば教えていただきたいのですが。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 今日の時点では細かい業種別の数字までは準備していません。ただ、細かい業種別になればなるほど数字のぶれが大きくなることは明らかで、それはセンサスと工業統計の違い以外にも工業統計の毎年の数字だけを見てもかなりぶれると思います。そういうことを考えると、ある程度のぶれは許容せざるを得ないのかなというふうには思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点補足しておきますと、今、御説明の中で間接雇用のあり方についても政府横断的に検討しているというお話がありましたが、それはあくまで33年経済センサス以降のあり方です。28年経済センサスについては、ガイドラインにのっとってこういうふうにやりましょうという決め事をいたしました。それに準じて、今回、6ページに書いてありますように、経済産業省の方も合わせてこられたということかと思えます。そういう中で先ほど来、先生方から御指摘があるような経済センサス年とその中間年において微妙に異なる。今の御説明を伺っていると、微妙に異なるけれどもそれほど問題はないでしょうという、であれば経済センサスと同じにしてもそれほど問題はないのではないとも言えるのではないかと。経済センサスの1年だけが少し違いますというのがいいのか、これまでのデータから見ても、最後の御説明にもあったように、年によってもぶれがありますということ、さらに詳細に見ればまた差異もありますということであれば、今回、経済センサスに準じて中間年も合わせた方がずっと継続的に変動を見ていけるということにもなるのではないかとこの気がするのです。

○川崎部会長 差が小さいから現状どおりでいいというのと、むしろ変更してもいいと、どちらも理屈が立ち得るということにはなりますね。確かに、ここからは私の感想にもなるのですが、今、7ページの表を事細かに申し上げましたが、考えてみれば経済センサスと工業統計では実施時期がこれまで明らかに違っているわけでもあるし、いろいろな面で確かに概念上の違い以外の要素も出得る、例えば時期よっての違いもあるでしょうから、その意味では、この数字を深掘りしていても結局差はごくわずかなのだろうなという想定の結果しか出てこないのかもしれないというふうに思います。それを踏まえてのこの部会での方向性の結論づけが必要ということかというふうに思いました。

ということを踏まえまして、改めてまた委員にお尋ねしますが、いかがでしょうか。あるいは、経済産業省からもし補足がありましたら、どうぞおっしゃってください。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 補足と申しますか、全体として工業だけに限らず、全て経済センサスに合わせるという方針が、もしあるのであれば、当然、工業統計もそれに従うことになるというふうには思いますが、現時点でそういう方針がない以上、当方としては現時点の方針である労働者の区分のガイドラインに従って変更をお願いしているというものでございまして、当然、基本的には大方針のもと変更しなければいけないのですけれども、仮に大方針がまだ示されていないのであれば、それぞれの統計の特徴を出すような形での把握の仕方がいいのだろうというふうには思っております。

○川崎部会長 という御意見で、変更しないのにもそれなりの継続性という観点からの理屈ありということかと思いました。

いかがでしょうか。どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 若干補足と申しますか、私なりの理解と申しますか、今、経済産業省からも御説明をいただきましたが、工業統計は歴史ある調査ですので、今までの考え方でこのようとり方をしているというのが一つであって、それから、先生方からも御指摘があったとおり、新たにセンサスが5年おき、中間年が工業ということで時系列をそういう役割分担で見ているというふうに変った以上は、センサスを軸足に移す、それに合わせていくという考え方も必要なのではないか、そういう御指摘であったかと理解しております。

経済産業省としては、そういった御意見も理解しつつ、将来的に変更するという可能性は否定しないけれども、少なくとも現状においては工業統計調査の今までの考え方で引き続き調査をできないか。もちろん将来的に状況が変われば、統計体系の枠の中で当然ながら変更の検討もあり得るというふうに柔軟にお考えだと理解をしていますが、そのように理解をしてよろしいでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 それで構わないと思えます。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

そうすると、今、いろいろな議論がありましたけれども、それを踏まえて私なりに申し上げてみますが、今のようなことで、この差は極めて小さいということが1つ、それから、これまでの分析の体系としても、これは臨時の部分は外して工業統計の方で行ってきたという経緯もある。また、全体を経済センサスに合わせるべきという議論がありながらも、まだ現時点では少なくともそこまでまとまったものはないということ踏まえると、この扱いについては経済産業省の原案で適当というふうに扱いたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○川崎部会長 では、この部会での結論としましては、そのようにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

続きまして、次の調査事項の論点に進みたいと思えますが、ここの議論はかなり内容がたくさんございますし、また、委員会の中でも御指摘がたくさん出たポイントでもありません。ということで、丁寧に議論していきたいと思えますのでよろしく願いいたします。

まず、総務省からの御説明をお願いしたいと思えます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、調査事項の削除につきまして、次は審査メモの4ページ、（4）のところになります。

個別の御審議をいただく前に、今回の削除全体に関する論点を申し上げたいと思えます。

審査メモの4ページの下に「横断的事項」ということで2点掲げております。

まず1つ目ですが、今回、削除を予定している調査事項について、どういう判断基準で削除することになったのか。残るものも当然ありますので、どういう線引きでこれは残す、これはやめようということになったのかということをお聞きしたいと思えます。

2つ目は、センサスとの関係になりますけれども、今回の検討状況を、今後の経済センサス-活動調査にどのように反映するのかということについてもお伺いしているところ、以上2点です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

この点につきまして、経済産業省から御説明をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 資料の8ページです。

まず、「今回削除を予定している調査事項は、どのような判断基準で削除することになったのか」です。回答といたしまして、調査事項の削除の検討に当たっては、先ほど御紹介いただきましたけれども、別添のWEB調査等を実施し、報告者負担、利活用ニーズ等を確認したところでは、こうした結果も踏まえ、真に利用ニーズがある事項については、仮に大きな負担があったとしても調査事項として残しますが、一方で利活用ニーズが低下した事項については、報告者負担軽減を目的として削除を判断させていただきました。

8ページの下からでございますけれども、「工業統計調査の調査票の記入の難しさについて」、結果をここに示させていただいてございます。「特に、難しい」と「難しい」で5割弱といった数字になっています。

9ページ目に移らせていただきまして、「記入が難しい理由について」ですが、「特に、難しい」または「難しい」と回答していただいた場合ですが、事業所単位で把握していない事項があるためということと、社内の把握の分類等と異なるためということでかなりの割合をいただいております。

また、調査票の記入の負担の程度ということで、「特に、負担がかかる」という回答と「負担がかかる」という回答で7割少しという数字になっています。

さらに、「特に、負担がかかる」「負担がかかる」という回答をいただいた場合ですが、その理由として、さまざまな部署から必要な数値を得る必要があるためとか、社内の集計、

分類方法と異なるためとか、あとは1つ飛んでいただいて、自社の決算の期間と報告期間が異なるため、そういった回答が多くを占めるという形になっています。

次の10ページ目、11ページ目、12ページ目に工業統計のそれぞれの項目について、利活用ニーズとか報告者負担の大小とか、そういったものを調査していただいて、少し影がかかっている項目について、今回削除をお願いしているところです。

影がかかっている項目だけ御紹介させていただきますと、まず、従業者数の「臨時雇用者」についてですが、こちらの方は変更という内容です。これは、男女別にとっていた数字を男女まとめてとることにしたいというのですが、その判断基準等といたしましては、臨時雇用者について、そもそも製造業の場合は人数が少ないといったことや、男女別の把握を行っていない事業所があるということで、こちらについては男女別は廃止したいというものです。

次の「常用労働者毎月末現在数の合計」ですけれども、こちらは、従業者の把握時点が12月末日から6月1日に変更。こちらは、もともと製造業の従業者数というのが12月末日現在の場合、数字が落ち込むという傾向がありました。それが6月1日現在に変わったことで12月末現在での特殊要因というものは除かれることになっていまして、6月1日現在の数字だけをもってしても特殊要因というものはなくなるので大丈夫だろうということで廃止というふうに整理しています。

さらに、1つ飛んで下に行きまして、「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」については、先ほど御議論いただいたとおりです。

11ページ目に移らせていただきまして、上から2番目、「リース契約による契約額及び支払額」ですが、こちらは、そもそも報告者が事業所別に把握することが難しいのですが、リースに関連する会計制度が変更になったため、ファイナンスリースについては、この調査票を設けた時は所有権が移転しない場合については賃貸借だったので、いわゆる賃貸借契約として固定資産とは別に計上する形になっていたのですが、それが売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更になったため、この契約額というものが有形固定資産の事項で把握する形になって、その結果、リース契約額の数字が大幅に減少してしまったということによるものです。

続きまして、11ページ目の下に行っていただきまして、「製造品の出荷額、在庫額等」の中の「品目別製造品在庫額（年末現在）」のものですが、こちらは品目別の在庫というものが報告者にとって把握することが困難なものということ、あと、在庫額というのが棚卸し等を行う時期でなければ適切に把握することが難しいということ、あと、既に、こちらは最初に提出していただいた時点で記入状況が非常に悪いということ、もともとその在庫を持っていない企業も多くあって、公表段階で秘匿の結果になってしまう品目も非常に多いということで廃止というふうに整理しています。

あと、12ページの一番上ですが、「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」ですが、こちらは該当する品目が限られていますので、その品目の数字から税額を推

計することは可能というふうに判断いたしまして、こちらの方はあえて書いてもらう必要はないだろうということで削減というふうにしています。

内容としては、次回御審議いただく内容にも入っていますが、ここで少し紹介させていただきますと、下の方に行っていただきまして、「工業用地及び工業用水」につきましては、「建築面積」と「延べ建築面積」は、利用ニーズが小さいために廃止。

あと、工業用水ですけれども、「回収水」「海水」「一日当りの用途別用水量」の方も利用ニーズが低いために廃止というふうに整理させていただいています。

続きまして、各調査事項の論点を踏まえ、今回の検討状況と今後の経済センサス-活動調査にどのように反映するのかということです。

回答ですが、今回はあくまでも工業統計調査の見直しを目的に検討したものであり、経済センサス-活動調査の製造業調査票にもこの知見は活用できるというふうに考えておりますが、経済センサス-活動調査というものは全産業を網羅的に把握する調査ですし、鉱工業生産指数や産業連関表の基準年の調査でもありますので、現時点では経済センサスの調査事項のあり方にまで結論は出せないというふうに考えておりまして、最終的には共同実施する総務省とも協議して検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これから順番に調査事項ごとに御審議をいただきたいと思います。

まずは最初に①の「臨時雇用者男女別内訳」の削除について進みたいと思います。

それでは、これにつきまして早速審議に入りたいと思いますが、先に説明でしたか。お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、個別ということで論点紹介のみさせていただきます。

①の「臨時雇用者男女別内訳」、審査メモの4ページから5ページにかけてです。削除理由に関しては、今、御説明があったところですが、諮問時の統計委員会でも疑義が示されているところですので、私どもとしては、次の5ページ目の「各調査事項」①にaからcまでありますが、そちらの論点として経済産業省に投げ掛けをしているところです。

aといたしましては、臨時雇用者の男女別の人数、雇用者全体に占める割合の時系列推移。bにつきましては、本事項について報告者からどのような指摘があるか、書けないのかどうかということです。最後cですけれども、今回の変更に伴って男女別にとれなくなるという部分が出てくるわけですが、それは問題がないのかという3点です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、だんだんと具体的な論点に入ってまいります。全体的に横断的なことも含めまして御審議いただいても結構ですが、できるだけ、特に委員会でも議論になったポイントを中心に議論をしていただいた方がよろしいかと思っておりますので、調査実施者から御回答をお願いいたします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 まず、過去5回の調査でどのような推移をしているのかということです。回答については、こちらの表のとおりです。

なお書きとして、「(3)調査事項-2」にもありますが、ガイドラインにて定められた臨時雇用者の定義は、1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人ということです。従いまして、パート・アルバイトであっても1か月以上の期間で雇用されていれば常用雇用者に含まれることとなります。従いまして、統計委員会の場でも、こういった点に関して御懸念があったのではないかというふうに思っておりますが、臨時雇用者というものは非正規労働者と言われているものと一致するわけではなくて、あくまでも一部にすぎないというものです。

下の表にありますとおり、臨時雇用者の男女別の従業者数推移については、2009年から2013年、間に経済センサスの数字が入っていますが、こちらの方で紹介させていただいています。

続いて、本調査事項について、報告者からどのような指摘があるか、また、過去の記入状況はどのようなものかということです。

こちらの方は、男女別の管理をしていないとか、月や日単位での出入りが多いといった回答がありました。また、有識者からも男女別の集計を行っていない、また、男女別に管理する必要がないといった回答もありました。

14ページに移らせていただきます。

実際にどういった件数があつて、どういった構成になっているかというものは、こちらを御覧いただければというふうに思っております。

続きまして、政府部内等の利活用ニーズに照らして問題ないのかということですが、回答といたしましては、この数字につきましては二次利用とか資料請求といったものもなく、問題ないというふうに考えていますし、臨時雇用者の割合というのも、非正規雇用者を分母とした割合で見ても4.6%しかないということで非常に小さいというふうに考えています。また、そういったものであれば、もし今後も経済センサスでとっていただければ、5年ごとに把握することが可能だというふうに考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、今回の調査事項の削除等に関しましては、いろいろ背景を調べて確認した上でこのような方向で打ち出していくということですが、これらの御説明に対しまして、まずは今の臨時雇用者の男女の内訳に焦点を当てまして御審議いただきたいと思えます。お願いいたします。

○西郷委員 少し難しい判断で、関心のある、ないというものはどこまで見積もるかということだと思っておりますけれども、今の整理であれば、いわゆる非正規と呼ばれている人たちの4.6%ぐらいということでしたか、確かにこの間の統計委員会の席では、非正規雇用の大部分の男女の把握というのができなくなるのではないかというような印象が支配的であ

ったというふうに思いますけれども、今の御説明であれば、資料3の13ページのところに出ている3万人とか5万人という数字を多いと見るのか少ないと見るのかという、割合としては確かにかなり少ないということですが、ここに焦点を当てた政策なり研究所の分析なりが行われているかどうかということなのだと思いますけれども、少なくとも二次利用の申請というものはなかったということで、ただ、集計量を扱っている人がいるかもしれないということですから難しいといえれば難しいのですけれども、量的に見れば確かに少ないとは言えると思いますので、廃止というのも一つの判断であるというふうには思います。

○川崎部会長 私からお尋ねしてみるのですが、この臨時雇用の男女別の表というのは、多分、全部の表にあるわけではなくて幾つかの表にあるぐらいなのだろうと思いますが、例えばインターネット上のダウンロードの件数とかそういうようなものから何か論証できないのかなと思ったりするのですが、大体何表あって、それはどれぐらいアクセスされているだろうかという、何かそういう情報でもないでしょうか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 申し訳ありません。臨時雇用に限ったダウンロード数というのが、表全体でダウンロードする関係で。

○川崎部会長 もちろんそうなのですが、お尋ねしたいことは、その入っている表というのは全部に入っているわけではないですよ。ごく一部の表にしか入っていないと思うのです。実は、私、タベ、この件が気になったから調べてみたのですが、どうもそれが集計されている表が見当たらず、ひょっとしたらゼロではないかとさえ思ったぐらい見当たらなかったのです。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 産業編の中に掲載しております。

○川崎部会長 どれぐらいの表がありますか。その辺りを確認していただけたらと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 実際に表示されているそのものをですか。

○川崎部会長 はい。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 シートそのものを御覧になりたいという。

○川崎部会長 そうですね、そういう趣旨なのですが、場合によっては次回でも結構なのですが、その辺り、もう少し確認をしてみたいと思います。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 ホームページに出ているシートそのものを、次回お持ちするという事です。

○川崎部会長 どこを見たら良いかということでも結構ですから、教えていただけたらと。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 はい、お願いいたします。

○川崎部会長 では、河井委員、いかがでしょうか。

○河井委員 私の個人的な意見としては、臨時雇用のところは男女別でなくても良いのではないかというような、自分も昔使った感じだと結構変動も大きくて使いづらいデータだったので、そういう印象を持っているのですが、ただ、確かに統計委員会の場で男女別のことについては意見が出されたのも事実なのですが、このように根拠になるような数字が示されれば委員を説得することもできるのではないかというふうな気がしております。

先ほどおっしゃられたように、WEBでダウンロード数みたいなものがあれば、余り使われていないとかということが分かれば、それは大きな判断材料になるので、そういうものがあつた方が良いとは思いますが。

ただ、1つ懸念しているのが、お示ししていただいた10ページから12ページに書かれてある利用者ニーズとか報告者負担とかということで、△とか○とか、ニーズが低いとか高いとか、あるいは負担が大きいとかということ判断する資料が出てはいるのですが、これについて、別添資料に出ているこういう統計、ウェブアンケートとかヒアリングとか、利用者についてはエコノミスト等53人の方に対して調べているということが書かれてはいるのですが、自分に都合の良いような結論を出したい時にはそういう人に対して調べていくというようなバイアスが発生する可能性があるものだと思うのです。それがバイアスがないということ説明できるような材料というか、そういったものができれば欲しいという印象を持ちました。この辺、△というものはバイアスが出ているような結果なのではないかというおそれがあるので、その点、バイアスがないということが分かるような説得できるような資料というか根拠というのが欲しいと判断しました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ここで私からも併せて御指摘を受けてのまとめとまでは言いませんが、私なりの感想を申し上げますと、恐らく大きな流れとしては、工業統計で男女の共同参画みたいな部分を把握するという目的はもともと入っていないということもあるので、ここで本当に数の少ない部分をとらえる役割を工業統計に担ってもらう必要があるかどうかというのが一つ論点ではないかと思いますが、私は、今までのお二方の御意見を踏まえながら考えますと、やはり、そこはほかの統計でもっとカバーすることがあるのではないかという気がするので、恐らくここはその役割を担うには、これが削除していただけないということにこだわるようなポイントではないのではないかというふうに私なりには暫定的に考えているところです。

ただ、今、河井委員もおっしゃったように、削るとなりますと、あるいは、潜在的なユーザーが困ったとか不満があるとかいうことのないようにすることも同時に必要なので、やはり説得力のある材料が必要ということで、今、経済産業省では、このアンケート結果をベースにおっしゃっているということなのですが、そのアンケート結果にきちんとバイアスがあつたとしてもそれほど支障がないのだというようなことをもう少しうまく説明していただく必要もあるのかなという気がしますので、その説明も併せて今のような、おお

むね削除の方向でも良いだろうというのが今の暫定的なこの部会での結論ということにさせていただいたらどうかと思います。

併せまして、これは私からのお願いですが、13ページのbのところの説明で見ますと、2行目に記入が困難であるとした事業所が87と書いてあるのですが、全体が1,537ですので、何だかこの説明だけ読むと、そんなに大変でもないのではないかという感じが出たり、工夫されている割にはやや説得力が低いという印象を持ちました。ですから、この辺り、また次回に向けてもう少し説明を工夫していただけたら、委員会でもこれは、恐らくここで出ている議論以上にもっといろいろな議論が出るかもしれませんので、そこに備えていただけたらというふうに思ったりしております。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 参考までに申し上げますと、今回、何で臨時雇用者だけ男女別の把握が難しいと事業者がおっしゃるのかということも内部で調べてみましたところ、いろいろな法律上の対応事業所がする過程で、まず、雇用保険が1か月以上の雇用期間が対象となっているということで、1か月以上であれば男女別の把握を事業所はしなければいけないということでした。逆に1か月未満は必要ないというのが今の事業者さんの置かれた立場です。最短の手続が雇用保険でしたので、健康保険とか年金になると2か月以上となっておりますので、多分1か月が最短のケースだと思います。そういったことを考えると、事業所さんが男女別の数字を臨時雇用者について把握していないということももっともだなというふうに思ったところです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点だけ念のために確認していただきたいと思うのが、第Ⅱ期基本計画を作る際に内閣府から男女雇用共同参画から非常に細かく、各統計調査において男女別をとっているか、調査をした上でさらに充実を図れとの指摘があり、確認した結果としてはほとんど基幹統計調査、一般統計調査では男女別を把握していない例がなくて、一部業務統計でとっていないとかいうものしかありませんよということで整理がされたのですが、今回、政府部内のニーズというようなことでいうと、内閣府の担当部局において臨時雇用者まで男女別は要りませんよというようなことを言っているのかどうかというのを確認していただいているのでしょうか。

というのは、危惧することとして、先ほども御説明のあったように、工業統計調査は必要性が乏しいとすると、経済センサスを含めてほかの調査にも影響が出てくる。そういう意味で、この程度だったら問題がないから、もう男女別は要りませんよというようなことがはっきり確認できていないと他の調査にも影響が出るのではないかと考える次第です。ここは根拠だけにとどまらないというようなことから、そのあたり政府部内というところも確認していただければと思います。

○川崎部会長 どうぞ。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 男女共同参画の部署には別途確認いたしますが、今回、この見直しをするに当たって、他の統計調査でどのような把握をしているかについても可能な限り見てみました。そのうちの一つとして、厚生労働省

の賃金構造統計調査というものがございます。こちらを拝見いたしましたところ、常用労働者については男女別でとっておりましたが、臨時雇用者につきましては男女まとめてとっている形でした。なぜこちらだけ男女まとめてかについてまでは過去のことで即答はいただけなかったのですけれども、ただ、調査可能性、要するに回収を容易にするという点では非常に合理的な形になっているのではないかと思います。

そういうことで、多分、事業所を対象とした調査であれば1か月未満で男女把握というものは、どの調査も困難に陥っているのではないかとすることは、今回、調べてみて感じたところです。ただ、一方で労働力調査がございまして、こちらは事業所ではなくて各世帯を対象にしております。だから、自分で自分の立場を書くものですから、こちらは日雇いとか1か月未満という項目がありまして自分で書く形になっておりますので、多分正確に書いているだろうということで、代替可能性としては労働力調査とか、もう少し細かく知りたいと思えば就業構造基本調査で把握できるというふうには考えています。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、内閣府の男女共同参画の担当部局にも念のため確認をしていただきたいと思っております。そして、今日のここでの議論、説明を聞きますと、ここには必ずしも書き切れていないような部分でいろいろ削除することの合理的な理由というのが挙げられてもおりますので、そのあたりは少し統計委員会に報告する上でもできる限り説得力のある形で出せたらというふうに思っております。

これについては、先ほど申し上げましたような暫定的な結論ではありますが、さらに男女共同参画の部署等への確認をした上で最終的な結論とさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、次の事項に進ませていただきたいと思っております。今度は、「常用労働者毎月末現在数の合計」になります。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 部会長、少し御提案があるのでありますが、一応予定している時間はあと20分ぐらいということなのでありますが、調査事項の削除に関しましては、統計委員会の中で、今、御審議いただいた男女別、リース、品目別在庫の3つについて御意見をいただいております。ですので、次の部会が11月30日ですので、もしお許しいただけるようであれば③と④についてひとまずまとめて御説明をいただいて、時間の許す範囲で委員の先生から経済産業省への投げ掛けをしていただくというような形で11月30日につなげたいと思うのですが、そのような形でもよろしいでしょうか。

○川崎部会長 確かに時間は限られておりますが、両委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○川崎部会長 では、そのように進めさせていただきたいと思っております。お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 ありがとうございます。

それでは、③のリース、④の在庫額についてまとめて論点説明、それから経済産業省からの説明をいただき、その後、それぞれについて先生方の御質問等の投げ掛けを時間の許す範囲でお願いしたいと思っています。

まず、③のリースです。審査メモの4ページの表の中の③になります。

削除理由につきましては、先ほども説明があった記入が困難ということなのですが、論点といたしましては、審査メモ5ページの③のところに5点挙げております。

1点目としては、そもそもこの項目が設けられていた趣旨、理由についての確認。bとしては、把握が困難になっている背景事情。cとしては、報告者からの書けない等々の指摘。dとしては、公的統計基本計画で、リースのうちファイナンスリースに関する指摘があるのですが、今回の変更によって影響は受けないのかということ。5点目としては、削除によって利用面で支障が出ないか。この5点です。

それから、製造品在庫額につきましては、その下、④のところに4点。今、申し上げたリースとほぼ同じようなパラレルな質問ではありますが、1つ目としては、本項目を設けていた理由。2つ目として、困難となっている背景事情。3点目として、報告者からの意見。4点目、ここは違うのですが、在庫に関しては国民経済計算、産業連関表における推計の基礎資料として使われていると聞いているところもありますので、今後の代替措置等調整状況いかんということで投げ掛けをしているところです。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、以上の論点に対しまして、今度は経済産業省から御回答をお願いします。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 では、今、御指摘のありました2つの論点をまとめて御回答させていただきたいと思います。

資料3の16ページです。

まず、リース契約についてですけれども、本調査項目を設けていた理由です。この調査事項というものは、平成7年の「統計行政の新中・長期構想」の中で企業の有形固定資産の把握への取組が課題であるということで、リースレンタル化の進行に着目して、究極的にはストックの原材料が把握できることが望ましい、そういった指摘を受けて、もともと工業統計においては有形固定資産関連項目はあったのですが、それでは把握できていない部分のリース、すなわち、この括弧が重要なのですけれども、「所有権移転外リースのうち、売買として経理処理されていない額」とらえることを目的として調査を開始したものです。

次の論点に移りますが、先ほど申し上げた括弧書きのところ、把握が困難となっている背景事情ですが、平成19年に会計基準が変更されて、所有権移転外ファイナンスリースが賃貸借契約から売買処理という形で経理処理されることになりました。その結果、もともと有形固定資産として把握できていないから設けた項目なのですが、これが有形固定資産として把握できるようになりました。その結果、このリース契約額に記入される数字というものが大きく変わったというものです。

次に、報告者からどのような指摘があるのか、過去の記入状況はどうかということで、リースというものが本社で契約し、支払いは本社で管理しているとか、他工場と一括処理しているという指摘があつて、具体的にどういった数字になっているかという点ですが、16ページの下の平成19年、20年、25年の数字、右側に書いていますが、「リース契約による契約額及び支払額」が御覧のとおり、ほぼ半減しているという形になっています。

続いて、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅱ期基本計画）において、確かにファイナンスリースについての指摘があるのですが、今回の変更により影響はないかということです。

これは、ファイナンスリースというものは、ファイナンスリース全体から見れば製造業というのは非常に割合が小さいというふうなことだそうで、そういったことを考えると製造業のみだけでなく全産業網羅的な把握が必要というふうに考えていますし、リースというものは使用者側からだけではなくて供給サイドからも調査の可能性というのは当然ありますので、別途検討すべき事項かというふうに考えています。

最後に本調査事項の削除により、利活用面で支障は生じないかということですが、今のところ、当該結果を利用した実績はなかったというふうな形になっています。

続きまして、18ページ目に移っていただきまして、製造品の在庫、品目別在庫についてですけれども、本調査事項を設けていた理由を再確認したいということで、これは歴史的な流れになってしまうのですけれども、当初、工業統計調査は、昔は製造品出荷額ではなくて品目別生産額を調査しており、品目別在庫額を並べて調査していた。昭和25年より、品目別製造品出荷額を調査することで、生産と在庫を廃止という形にしています。ただ、状況が変わったようで、昭和29年に在庫を調査することにより在庫投資を知ることと、出荷額と併せて生産額の計算を可能にすることを目的に製造品の在庫額計、合計については年初、年末と併せて年末の品目別製造品在庫額を調査事項とするというふうに変化しています。

なお、その後、在庫額に製造品の半製品及び仕掛品計も追加しています。

次に本調査で実態の把握が困難となっている背景事情です。こちらも、最初に御紹介ありましたウェブ調査ですけれども、帳簿上の品目別の管理項目と工業統計調査の品目が異なるということを理由に困難であるというふうな回答をいただいています。

本調査事項についての報告者からの指摘や記入状況ですが、事業所に行ったヒアリングでは、出荷額は何とかできるのだが、在庫額については細かく数字を押さえることが困難である。必要なデータを持ってきて内訳別に加工し、記入しなければならないので大きな負担であるという指摘をいただいています。

各個別項目についての回答件数と構成比は、以下の表のとおりです。

最後に19ページに行ってくださいまして、本調査事項は、国民経済計算や産業連関表による基礎資料として利用されていると想定されるが、その部局との調整はどうなっているのか。本調査事項の廃止に伴う代替措置は予定されているのかという御指摘です。

こちらについては、国民経済計算及び産業連関表の作成部局に照会したところ、双方とも廃止してよいという回答をいただいています。このうち、国民経済計算については、そもそも当該事項を基礎資料として使用していないということでした。一方、産業連関表においては、現状、次のような品目別在庫純増の推計資料として当該事項を使っております。

まず、産業連関表は、基準年の数字は基本表の方になってしまうのですが、経済センサスの対象年次に合わせて作っているのですが、毎年の調査では年末の在庫額しか把握できておりませんので、経済センサスの品目別年末在庫額マイナス前年の工業統計調査の品目別年末在庫額、そこから在庫の変動を足して、それを用いて産業連関表を作成するという形になっています。

この変更で、この方法では推計資料が得られなくなるのですが、別途半製品仕掛品在庫純増を推計する際の手法、これは産業連関表作成の時に半製品仕掛品の在庫純増を推計する時の手法として既に使われているのですが、事業所の年初、年末の全体の在庫と品目別の製造品出荷額の2つを用いて品目別の在庫の変動を推計するという方法を、既に半製品仕掛品の在庫純増を推計する時に使われているのですが、これを各品目の在庫変動に適用するという事で代替案を考えることができます。これについて、試行的に実際に調査票に記入された値と推計した結果を照らし合わせてみたら、非常に近似する値が得られたというものです。

紙に書いている資料は以上です。

これについての補足ですが、この方法というのは、まず、今、用いられている方法、経済センサスの品目別在庫額マイナス工業統計調査から得られる品目別在庫額、この数字を用いるという方法は、産業連関表の製造業の全ての品目について採用されている方法ではなくて、基本的には3種類の方法を使っているというふうに伺っています。1つは、生産動態統計の在庫の数字を使うという方法、もう一つは、今、御紹介いたしました代替手段として事業所全体の年初、年末の在庫を品目別出荷額で案分するという方法、最後に実際の品目別在庫額の差をとって推計するという方法、この3つの方法が既に使われております。

ですから、今回、削除をお願いするやり方というのは3つのうちの1つということになりますし、削除されて代替手法としてここに書かれている案というのは、既に産業連関表を作る時に用いられている方法です。こちらを補足として申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、残り時間も少なくなってまいりました。委員と調査実施部局との質疑応答というのは十分できないかもしれませんが、まずは委員の皆さんから御質問や御意見等を先に、できるだけ今日のうちに出しておいていただいて、また詳しい議論は次回に譲るということになるかと思いますが、できるだけいろいろ御意見をいただけたらと思います。

よろしくお願ひいたします。

○西郷委員 ファイナンスリースの話なのですけれども、会計上の定義が変わったために数字が非常に小さくなってしまったからとる意義がないのではないかというような整理になっていたと思うのですけれども、どれぐらい変わったのかというのが、会計の基準が変わる前の工業統計でとられていたファイナンスリースの額と、会計の基準が変わった後で把握できているファイナンスリースの額等がどれぐらい変わったのかというのは数字で出せますか。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 資料3の16ページにございます。

○西郷委員 済みません、少し見落としていました。分かりました。

あとは、2番目の在庫の話なのですけれども、先ほど最後のところで資料には載っていないということで3つの方法があつて、代替手段ということなのだけれども、これは従来から使われた方法のうちの一つであるという話でした。ただ、精度という観点からすると、この3種類のやり方というのは恐らく優先順位があると思つていて、従来のやり方で産業連関表の在庫がどれぐらいの割合作られているのか、2番目の製造の在庫というのを使ってどれぐらい産業連関表の在庫の数字が作られているのか、3番目に代替的な手段でもってどれぐらい産業連関表の在庫の処理というのが行われているのか、量的な感覚というのが分かると、今まで工業の在庫を使って処理されていた部分というものの割合がどれぐらいあつて、それがこの代替的な方法に変わるのだけれども、代替的な方法の精度というものも、今回の試算でそれなりに高いということが検証されて、3つの方法でどれぐらいの割合が示されたものの何割が今回の変更によって代替的な手段に変わるのだけれども、それぐらいの割合のものが変わってもそれほど産業連関表の推計には影響がないのではないかというような、そういう量的な判断、こちらのファイナンスリースと同じように量的な判断の材料になるようなものというのがあつたと説得力が増すのかなというふうに思いました。

あとは、私の記憶違いかもしれないのですけれども、固有名詞ということで16ページの最初に「統計行政の新・長期構想」と書いてあるのですけれども、たしか「新・中長期構想」ですよ。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長 大変失礼いたしました。

○西郷委員 公開される資料なので、そこだけ直していただければと思います。

○川崎部会長 ありがとうございます。

もし河井委員から御質問があれば、先にいただいてからお答えいただけたらと思います。

○河井委員 では、私からも手短かに。

まず、リースの件につきましては、リース契約の契約額及び支払額に関する統計は出ているのですが、同時に有形固定資産の金額も変化しているということが19年の会計基準変更によっては予想されるので、そちらも併せて出していただくと有形固定資産の方に計上されて、そちらが増えて、リース契約の方が減少しているという関係がよく分かるので、

できればそちらの情報も追加していただきたいというのと、19年以降なのですけれども、19年以前というか、例えば2か年ぐらい、そちらは余り変化ないのだけれども19年を契機として大幅に変化したというのがもう少し分かるようにしていただけると良いのではないかと思います。それがまずリースについてです。

もう一つは、在庫のことについてなのですが、在庫は我々、生産性の測定とかをする場合には生産と出荷の違いというのを把握する上で在庫の情報というのは非常に重要な情報で、今までそれを使ってきたのですけれども、しかも品目別も何回か使ったことがあります。集計するのは大変なのですが使ったことはあるのですが、ただ、ここに書かれている情報を見ると、非常に事務負担が大きいという印象を受けました。

ですから、こういうふうな形で見直しを図られるというのはしょうがないことなのではないかというふうに思ったのですが、少し知りたい情報として、18ページのところに書いてあります過去の記入状況はどのようなものだったのかというので、難しいとか大変だとかということが書いてあるのですが、実際にどれぐらい記入されないで回答がされていなかったのだと、これまでも全然信頼できる統計ではなかったのだというような、そこまで言うと言い過ぎですか、その辺の情報が知りたいところです。どれぐらい回答拒否というか、こんな困難な調査だから回答できなかったとかというような情報がもう少しいただければと思いました。

あと、19ページの推計のところですが、真ん中で示されているのは、経済センサスに基づく調査ということは基本表をイメージしていると思うのですけれども、延長表だとどうなっているのかとか、中間ですね、というのが知りたいのと、先ほど西郷先生もおっしゃられましたが、3つの制度を使ったものと、案分は少し危険な気もしますけれども、案分を使った方法と、現状の工業統計のリース額を使った方法というものの比較をした、差がないよというふうに書かれていますけれども、もう少し具体的な情報が欲しい。

先ほど、現在利用されている状況でどれぐらいのものが制度を使っているのかというような情報も西郷先生がおっしゃるように必要だと思いますし、どれぐらいの差があるのかということですね、その辺の評価するための情報もできればいただきたいというふうに思いました。

以上です。ありがとうございました。

○川崎部会長 私からも2点ほど疑問点や意見を申し上げますが、1点はリースの関係なのですが、これまでお二方がおっしゃったことは、かなり私も方向は似ているのですが、1点だけ自分の素朴な疑問で、ファイナンスリースは確かに有形固定資産の方に扱われるようになったというのは分かるのですが、そうすると、残るオペレーティングリースのようなレンタル的な部分ですが、それは工業統計の中では確か付加価値を計算されていると思うのですが、その中では差し引き項目として把握しておかなくて良いのだろうかということをおもいます。これまではそれも入った上での調査票になっていたわけなので、それはリースを一切外してしまうとそここのところの断層が起こるのではないだろうかと思いま

すが、いかがでしょうか。

それから、もう1点は在庫の関係ですが、私は委員会での御議論の中で調査時期が12月末から6月に変更になれば、もう少し記入しやすくなるのではないかという御意見はそうかなと思いました。他方、18ページの表を見ますと、従前の調査では、一番大きい困難な問題というのが在庫の棚卸しが終わらないと数値を出せないということで、恐らく経理の情報が全部そろわないという趣旨なのだろうと思うのですが、ここの部分がかなり解消される可能性が高いという気もするのです。それで、なお、要は今までの12月末よりは恐らく状況はよくなるだろうということを考えると、是非積極的に削られなければいけないという考えは、あまり説得力がないという感じがしています。その辺をどういうふうに委員会の皆さんにも御説明すれば良いのかというのがよく分からないので、その…はまた次回にもう少し議論させていただけたらというふうに思っております。

ということで、ひとまず委員からの意見は出させていただきましたが、もう12時を過ぎておりますが、この後の議論は次回に譲ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。もし何か、ほかに当座のことでお話しになりたいことがあれば、お聞きした上で次回に譲るということにしたいと思っております。

○中村経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室室長　すぐに答えられることだけ今申し上げておきますと、リースの金額については、現時点で、良いかどうかは別として、付加価値の算定には使っていません。そういう意味では、断層は起きません。

あと、在庫の話なのですが、特に産業連関表でどのように使われているかについては、当方、工業統計の担当室であって、産業連関表の担当室でないで、ここまでだったら言って良いよとか、言ったらいけないとか、そういった調整が別途必要かと思っておりますので、どの程度お答えできるかは調整後でないで分からないのですけれども、できるだけ要望に沿いたいと思っておりますけれども、限界があるということも併せてここで申し上げておきたいというふうに思っております。

○川崎部会長　ありがとうございます。

では、統括官室から何かありますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官　最後にも申し上げたのですが、今、いただいた御意見等を宿題にして、次回の部会で再説明ということになりますが、何日か設けて、いつもほかの部会でもそうなのですが、追加の質問も受け付けております。今日、最後駆け足になりましたので、追加でお気づきの点があれば、後ほど日程を申し上げますので、御質問をいただければ宿題に追加をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

○川崎部会長　分かりました。それでは、これで本日の部分についてのまとめに入りたいと思っておりますが、時間を超過して恐縮ですが、もう少々おつき合いいただけたらと思っております。

まず、順番に参りますと、調査実施期日の変更については、今回の変更は適当であるという結論となりました。

それから、消費税の扱いにつきましても適当ですが、もう少し情報が欲しいというところがありますが、おおむね適当ということですね。

それから、その次の労働者区分の変更もこれでおおむね適当となりました。

臨時の男女別につきましても、引き続きもう少し情報をいただきながら審議をしていくということにさせていただきます。

それから、リースとそれ以降のものについては、また次回、引き続き御審議させていただきたいと思っております。

なお、最後にもう1点、先ほど簡単に申し上げましたが、出向・派遣受け入れのところでの臨時の扱いですけれども、これにつきましては、大きな方向としては現状維持というのでは、今回についてはやむを得ないかと思うのですが、これについては引き続き派遣や出向の扱いについての府省横断的な議論もありますので、それを踏まえて必要な見直しを今後の課題として残しておきたいというふうに思います。その点だけは、おおむねという趣旨はそういう趣旨でありまして、そのあたりはこの後の引き続きの検討に委ねたいと思います。

以上でざっとカバーしたつもりでおりますが、今のような整理で間違っておりませんか。

(首肯する委員あり)

○川崎部会長 では、そのようなことで本日の審議は終了させていただきたいと思っております。

次回以降については、また事務局から御連絡をお願いしたいと思います。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会ですが、11月30日(月曜日)16時から、本日と同じ新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することを予定しております。

先ほど部会長からもありましたが、お気づきの点や次回の部会において必要な資料等がありましたら、準備の都合もありますので、短い時間で恐縮ですが、来週11月17日(火曜日)までにメール等適宜の方法により事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の配布資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用いたしますので忘れずにお持ちいただければと思います。

最後ですが、部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御紹介いたしますので御確認をお願いいたします。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

本日は、かなり複雑な案件で、また、かなり重要性の高い案件を審議していただきましたので、大分時間もかかりながら全部を尽くすことはできませんでしたが、また次回におつき合いをいただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、丁寧な御説明、御審議、ありがとうございます。

では、これで閉会させていただきます。ありがとうございます。

